

千葉県学校給食検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市教育委員会は、より豊かな学校給食のあり方を検討し、今後の学校給食の構想を策定するため、千葉県学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 将来の食器具の改善と施設環境整備に関すること。
- (2) 学校給食の栄養・衛生管理に関すること。
- (3) 給食費に関すること。
- (4) その他学校給食の環境整備等に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は学校教育部長を、副委員長は千葉県小中学校長学校運営協議会健康安全委員会委員をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が会議に出席して、その職務を行うことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討委員会に小中学校給食検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長及び部会委員は別表第2に掲げる者のうちから、教育長が任命する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(専門分科会)

第7条 専門の事項を調査研究するため必要があるときは、部会に専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、部会の中から部会長が指名する。
- 3 分科会に、分科会の委員の互選により、分科会長を置く。
- 4 分科会長は、分科会の会務を掌理する。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、学校教育部保健体育課に置く。

- 2 事務局長は、保健体育課長をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

<別表第1>

千葉県学校給食検討委員会委員

学校教育部長

千葉県PTA連絡協議会代表

小中学校長学校運営協議会小学校代表（健康安全委員会）

小中学校長学校運営協議会中学校代表（健康安全委員会）

学校栄養士会小学校代表

学校栄養士会学校給食センター代表

総務課長

学事課長

保健体育課長

<別表第2>

小中学校給食検討部会委員

小中学校長学校運営協議会健康安全委員会委員

小中学校給食指導主任会代表

学校給食センター所長

学校栄養士会小学校代表

学校栄養士会学校給食センター代表